

化学物質管理ガイドライン(第7版)

Ver7.0

部品・材料関係

2025年 3月

山洋電気株式会社

化学物質管理 ガイドライン ーグリーン調達へのご協力のお願いー

はじめに

近年 企業活動において環境への配慮が重視されており、各企業には人類と環境の調和を基本とした資源循環型社会の構築を求められています。
すなわち、品質 (Quality) 原価低減 (Cost) 納期厳守 (Delivery) に加え、環境保全 (Environment) のため、環境負荷の少ない製品を開発・提供することが、企業の社会的責務となっています。

当社は、地球環境を保全し、持続的経済発展を達成するための資源循環型社会を構築すべく、ISO14001の取得をはじめとした環境マネジメントの推進、および環境適合設計製品の開発・提供に取り組んでおります。

その一環として、環境に配慮した取り組みを実施されている取引先様から、環境負荷の少ない材料、部品等を購入する『グリーン調達』を推進していきます。

取引先様のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

1. 適用範囲

本ガイドラインは、当社製品に使用する部品・材料・半製品など購入品に適用する。

2. グリーン調達基準およびお願い

取引先においては、化学物質管理ガイドラインを満たす製品を当社へ納入すること。
納入製品について、chemSHERPAおよび保証書(様式3、4)とICP、GC/MS等測定データデータを提出すること。
chemSHERPA提出が不可の場合は、調査票(様式2)を提出すること。

3. 基本方針および基準

納入する製品に、このガイドラインにおいて禁止された物質を使用することを禁止する。
製品に含有する環境影響化学物質については以下の4区分に従い管理される。

①RoHS指令含有禁止物質(適合保証対象物質)

RoHS指令にて含有が禁止される10物質。適用除外用途については指令による。
調査票(様式2)においては、意図的な含有および不純物としての含有を含めて含有量と均質材料別含有率を提示すること。
保証書は様式3か様式4のいずれかを提出すること。
なお、保証書には裏付け資料として均質材料別のICP・GC/MS等実測分析データを添付すること。安全データシート(SDS)は不可。

②含有禁止物質(非含有保証対象物質)

国内外法規制等により使用を禁止されている物質。
非含有であることを保証し、保証書(様式3か4)を提出すること。

③含有管理物質

当社として製品への含有を管理・削減する物質。
意図的に含有する場合に、含有量を提示すること。
なお、REACH規則のSVHC(高懸念物質)については、製品を構成する各部品質量に対して0.1wt%以上含有している場合を「含有あり」とする。

④chemSHERPAデータ

JAMP(アティクルマネジメント推進協議会)が運営する製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム。
サプライチェーン全体で利用可能であり、共通の物質リストに基づく成分情報と遵法判断情報の伝達を可能とする。

4. 用語の定義

1) 意図的含有

製造者が製品の機能や品質を継続的に維持するため、意識して添加・充填・付着することをいう。なお、半導体製造工程等で、不純物を素材の特性を変える目的で使用する（ドーピング）は意図的含有として扱う。

2) 含有

意図的であるか否かを問わず、製品中に成分または残留物、付着物として化学物質が含まれる場合を含有として扱う。

3) 不純物

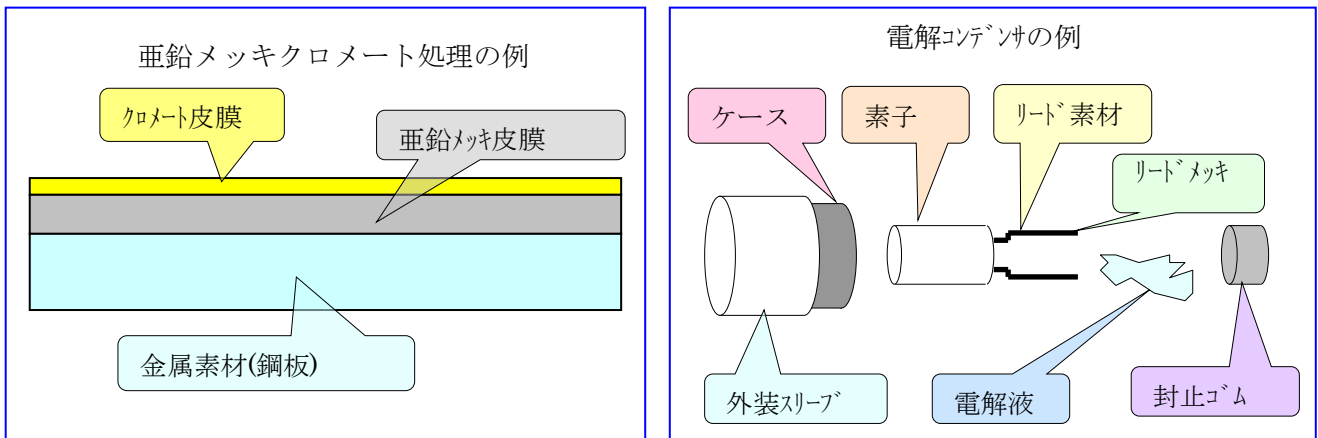
意図的な添加・充填・付着等をしていない場合や天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質をいう。

4) 均質材料

機械的に異なる材料に分解できない材料

- ・機械的に分解とは、基本的にねじの取り外し、切断、粉碎、研削、研磨工程などの機械的行為により材料が分離されること。

均質材料の分解例



5. 環境影響化学物質：適用対象および出典

1) RoHS指令含有禁止物質について

RoHS指令指定の10物質

[DIRECTIVE 2011/65/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 8 June 2011 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment]

当社へ納入される全ての製品について、以下の10物質を含有許容濃度を超過して含んではならない。（RoHS指令適用除外用途（付属書Ⅲ）を除く）

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| ① カドミウム | ⑥ PBDE (ポリブロモジフェニルエーテル) |
| ② 鉛 | ⑦ DEHP (フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)) |
| ③ 六価クロム | ⑧ BBP (フタル酸ブチルベンジル) |
| ④ 水銀 | ⑨ DBP (フタル酸ジブチル) |
| ⑤ PBB (ポリブロモジフェニル) | ⑩ DIBP (フタル酸ジイソブチル) |

含有許容濃度範囲（改訂指令(EU)2015/863付属書Ⅱ）

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① カドミウム : 100ppm | ⑥ PBDE : 1000ppm |
| ② 鉛(※) : 1000ppm | ⑦ DEHP : 1000ppm |
| ③ 六価クロム : 1000ppm | ⑧ BBP : 1000ppm |
| ④ 水銀 : 1000ppm | ⑨ DBP : 1000ppm |
| ⑤ PBB : 1000ppm | ⑩ DIBP : 1000ppm |

※ ケーブル被覆中の鉛許容濃度：300ppm(Proposition 65)

* 含有率は当該部位の均質材料毎の含有率（質量比）とする。

R o H S 指令適用除外用途 (付属書Ⅲ)

| 物質名 | 項目番号 | 除外項目 | 法律上の満了日 | |
|---------|-------------|--|--------------|---|
| | | | カテゴリ1-7,10 | カテゴリ8,9,11 |
| 水銀 | 1(f)-I | 主として紫外線スペクトルの光を放つように設計されたランプに対して:5 mg | 5:2027/2/24 | - |
| | 2(b)(4)-I | その他の一般照明及び特殊目的のための蛍光ランプ(例 電磁誘導灯):15 mg | 5:2025/2/24 | - |
| | 2(b)(4)-II | 紫外線スペクトルの光を主として放つランプ:15 mg | 5:2027/2/24 | - |
| | 2(b)(4)-III | 非常灯:15 mg | 5:2027/2/24 | - |
| | 4(a)-I | その適用がランプスペクトル出力の主要範囲が紫外線スペクトルにあることを要求する、蛍光塗布されていない低圧放電管ランプにおける水銀(1ランプ当たり):15mg | 5:2027/2/24 | - |
| | 4(b) | 改良型のP(ランプ電力) ≤ 105 Wで演色評価数Ra > 80の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプにおける(1バーナーあたり)以下を超えない水銀:16 mg | 5:2027/2/22 | - |
| | 4(c)-I | P ≤ 155W:20mg | 5:2027/2/24 | - |
| | 4(c)-II | 155W < P ≤ 405W:25mg | 5:2027/2/24 | - |
| | 4(c)-III | P > 405W:25mg | 5:2027/2/24 | - |
| | 4(e) | 金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀 | 5:2027/2/22 | - |
| | 4(f)-I | 本付属書には特に述べられていないその他の特殊目的の放電ランプにおける水銀 | 5:2025/2/24 | - |
| | 4(f)-II | ≥2000ルーメンANSIの出力が要求されるプロジェクターで使用される高圧水銀蒸気ランプにおける水銀 | 5:2027/2/24 | - |
| | 4(f)-III | 園芸照明に使用される高圧ナトリウム蒸気ランプにおける水銀 | 5:2027/2/24 | - |
| | 4(f)-IV | 紫外線スペクトルの光を放つ高圧ナトリウム蒸気ランプにおける水銀 | 5:2027/2/24 | - |
| 鉛 | 5(b) | 蛍光管のガラスに含まれる0.2wt%を超えない鉛 | 2016/7/21 | - |
| | 6(a) | 機械加工のために合金成分として鋼材中および亜鉛めっき鋼中に含まれる0.35wt%までの鉛 | - | 他8,9:2021/7/21 8体医:2023/7/21 9監制,11:2024/7/21 |
| | 6(a)-I | 機械加工のために合金成分として鋼材中に含まれる0.35wt%までの鉛、およびバッチ式溶融亜鉛めっき鋼構成部品中に含まれる0.2wt%までの鉛 | 2021/7/21 | - |
| | 6(b) | 合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4wt%までの鉛 | - | 他8,9:2021/7/21 8体医:2023/7/21 9監制,11:2024/7/21 |
| | 6(b)-I | 鉛を帯びたアルミニウムスクラップのリサイクルから派生することを条件として、合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4wt%までの鉛 | 2021/7/21 | - |
| | 6(b)-II | 機械加工目的のために合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4wt%までの鉛 | 2021/5/18 | - |
| | 6(c) | 鉛含有量が4wt%以下の銅合金 | 2021/7/21 | 他8,9:2021/7/21 8体医:2023/7/21 9監制,11:2024/7/21 |
| | 7(a) | 高融点はんだに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が85wt%以上の鉛ベースの合金) | 2021/7/21 | 他8,9:2021/7/21 8体医:2023/7/21 9監制,11:2024/7/21 |
| | 7(c)-I | コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例:圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品 | 2021/7/21 | 他8,9:2021/7/21 8体医:2023/7/21 9監制,11:2024/7/21 |
| | 7(c)-II | 定格電圧がAC125VまたはDC250Vまたはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛 | 2021/7/21 | 他8,9:2021/7/21 8体医:2023/7/21 9監制,11:2024/7/21 |
| カドミウム | 8(b) | 電気接点に含まれるカドミウムおよびその化合物 | - | 他8,9:2021/7/21 8体医:2023/7/21 9監制,11:2024/7/21 |
| | 8(b)-I | 以下で使用される電気接点中のカドミウムとその化合物 ・回路遮断器 ・熱感知制御器 ・過熱モータプロテクタ(密閉型過熱モータプロテクタを除く) ・下記定格のACスイッチ 250V AC以上において6A以上 125V AC以上において12A以上 ・18V DC以上において20A以上の定格のDCスイッチ ・200Hz以上の周波数の電源で使用するスイッチ | 2021/7/21 | - |
| 六価クロム | 9(a)-II | 吸収式冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用として冷却溶液中に含まれる0.75wt%までの六価クロム ・一定の運転状態で平均使用電力入力75Wの電気ヒーターで完全に または部分的に動作するように設計されたもの ・非電気ヒーターで完全に動作するように設計されたもの | 2021/7/21 | - |
| | 9(a)-III | 暖房及び温水用のガス吸収式ヒートポンプの炭素鋼封止型回路の作動流体における防食剤として使用される、0.7重量%までの六価クロム | 1:2026/12/31 | - |
| 鉛 | 13(a) | 光学的目的で用いられる白ガラス中の鉛 | 2021/7/21 | 他8,9:2021/7/21 8体医:2023/7/21 9監制,11:2024/7/21 |
| 鉛/カドミウム | 13(b) | 反射率標準に用いられるフィルターガラスおよびガラス中のカドミウムおよび鉛 | - | 他8,9:2021/7/21 8体医:2023/7/21 9監制,11:2024/7/21 |

| 物質名 | 項目番号 | 除外項目 | 法律上の満了日 | |
|-------------|-------------|---|-------------|---|
| | | | カテゴリ1-7、10 | カテゴリ8、9、11 |
| 鉛 | 13(b)-(I) | イオン着色光学フィルターガラスタイプ中の鉛 | 2021/7/21 | - |
| カドミウム | 13(b)-(II) | 特筆すべき光学フィルターガラスタイプ中のカドミウム。本附属書の39項に該当する用途は除外 | 2021/7/21 | - |
| 鉛/カドミウム | 13(b)-(III) | 反射標準物質用のグレースに含まれるカドミウムおよび鉛 | 2021/7/21 | - |
| 鉛 | 15 | 半導体ダイと集積回路フリップチップパッケージ内のキャリア間には実行可能な電気接続を形成するためのはんだに含まれる鉛 | - | 他8,9:2021/7/21 8体医:2023/7/21 9監制,11:2024/7/21 |
| | 15(a) | 以下の基準の少なくとも一つが当てはまる際の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 - 90nm以上の半導体テクノロジーノード - いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが300mm ² 以上 - 300mm ² 以上のダイまたは300mm ² 以上のシリコンのインターポーザ付きスタック型ダイパッケージ | 2021/7/21 | - |
| | 18(b) | 放電灯がBSP(BaSi ₂ O ₅ :Pb)などの蛍光物質を含む日焼け灯として使用される場合の放電灯の蛍光粉体の活性体としての鉛(重量比1%以下の鉛) | 2021/7/21 | 他8,9:2021/7/21 11:2024/7/21 |
| | 18(b)-I | 医療用光療法機器に使用される際のBSP(BaSi ₂ O ₅ :Pb)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光パウダー(1wt%以下の鉛)に活性剤として含まれる鉛 | 5:2021/7/21 | 8:2021/7/21 |
| 鉛 | 24 | 円板形および平面アレー形セラミック多層コンデンサの機械加工された貫通穴のはんだ付け用はんだに含まれる鉛 | 2021/7/21 | 他8,9:2021/7/21 8体医:2023/7/21 9監制,11:2024/7/21 |
| | 29 | 閣僚理事会指令69/493/EECの付属書 I (カテゴリ1、2、3、4)に定義されるクリスタルガラスに含まれる鉛 | 2021/7/21 | 11:2024/7/21 |
| | 32 | アルゴンおよびクリプトンレーザ管用のウインドウアセンブリを形成するために使用されるシールフリットに含まれる酸化鉛 | 2021/7/21 | 他8,9:2021/7/21 9監制:2024/7/21 |
| | 34 | サーメット型トリマポテンショメータの素子に含まれる鉛 | 2021/7/21 | 他8,9:2021/7/21 8体医:2023/7/21 9監制,11:2024/7/21 |
| カドミウム | 39(a) | ディスプレイ照明用途で使用するダウンシフトカドミウムベースの半導体ナノ結晶量子ドット中のセレン化カドミウム(ディスプレイスクリーン面積の1平方ミリメートル当たり< 0.2 μg Cd) | 2025/11/21 | 2025/11/21 |
| | 39(b) | ディスプレイ及びプロジェクション用途で使用するLED半導体チップ上に、機器当たり1 mgの最大量で、直接堆積したダウンシフト半導体ナノ結晶量子ドット中のカドミウム(LEDチップ表面の1平方ミリメートル当たり< 5 μg Cd) | 2027/12/31 | 2027/12/31 |
| 鉛 | 42 | 道路以外のプロフェッショナル用機器に適用されるディーゼルまたはガソリン燃料の内燃エンジンのペアリックおよびブッシュに含まれる鉛 ・エンジン総排気量が15リットル以上のもの または ・エンジン総排気量が15リットル未満であって、かつエンジンのスタート信号から全負荷で10秒未満であることが要求される用途で作動するように設計されているもの、または、定期的なメンテナンスがたとえば採掘、建設、農業用途のような過酷で汚い野外環境下で行われるもの | - | 11:2024/7/21 |
| | 44 | 欧州議会及び理事会の規則(EU)2016/1628*の範囲内にあり、動作中は定位置で使用され、専門家のために設計されているが素人の使用者によっても使用される機器に設置される燃焼エンジンのセンサー、作動装置及びエンジン制御ユニットのハンダ中の鉛* 規則(EU)No 1024/2012及び(EU)No 167/2013を修正し指令97/68/ECを修正及び廃止する、ガス状及び微粒子状汚染物質排出制限及びノンロード移動型機械のための内燃機関の型式承認に関する要求事項に関する、2016年9月14日付の欧州議会及び理事会の規則(EU)2016/1628(OJ L 252, 16.9.1016, p.53) | - | 11:2024/7/21 |
| 鉛/ 六価クロム | 45 | 民生用(職業用)の火薬類の電気・電子的起爆装置(initiators)におけるアジ化鉛(II)(Lead diazide)、トリクロロゲルミン鉛(lead styphnate)、ピクリン酸鉛(lead dipicramate)、四酸化三鉛(orange lead (lead tetroxide))、酸化鉛(IV)(lead dioxide)及び民生用(職業用)の火薬類の電氣的起爆装置(initiators)の点火の長期延期薬(pyrotechnic delay charges)におけるクロム酸バリウム(barium chromate) | - | 11:2026/4/20 |
| 鉛/ カドミウム | 46 | その回収された硬質ポリビニルクロライド材料における濃度が、重量で0.1%のカドミウム及び重量で1.5%の鉛を超えない場合の電子電氣的窓及び扉用に使用される、ポリビニルクロライド廃棄物から生産される混合物を含有するプラスチック製外枠におけるカドミウム及び鉛 | - | 11:2028/5/28 |

略記：8体医-カテゴリ8の体外診断医療機器 9監制-カテゴリ9の産業用監視及び制御機器

他8,9-特定のサブカテゴリに属さないカテゴリ8および9

(なお、2011/65/EU最新版付属文書等に準拠し、追加の適用除外用途も適用とする)

| |
|--|
| 包装材料に関する事項 |
| 物質名：重金属 (水銀、カドミウム、六価クロム、鉛) |
| 解説：当社製品に使用し顧客に提供する包装材に適用。 |
| 許容濃度：梱包又は梱包部品内に存在する鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの合計濃度水準が100ppm以下であること |

2) 含有禁止物質について

当社の含有禁止物質は、下記に基づき選定している。

1. 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（モントリオール議定書対象物質）
2. 労働安全衛生法第55条(製造，輸入，使用の禁止)
3. 化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）第1，2種特定化学物質
4. ダイオキシン類対策特別措置法
5. REACH規則付属書XVII 制限物質等
6. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
7. 毒物及び劇物取締法 「特定毒物」
8. 特定塩素系難燃剤（バーモント州法）
9. 米国 有害物質規制法（TSCA）
10. 包装廃棄物指令94/62/EC （※山洋電気が出荷する製品を梱包する材料に適用）
11. 特定化学物質障害予防規則 特定化学物質 第1類物質（製造許可物質）
12. フランス包装及び一般向け印刷物へのミネラルオイル（鉱物油）禁止省令
(※山洋電気が出荷する製品を梱包する材料・添付取説に適用)
13. 赤リン（電極を覆う樹脂部を対象） マイグレーション対策

適用除外項目

以下の用途については、含有禁止の適用除外とする。

| | |
|---------------|--|
| 物質名：砒素及びその化合物 | |
| 適用除外 | ・成分として砒素を含有する、化合物半導体・プリント基板の銅箔 ・1000ppm以下の不純物としてヒ素を含有する材料 |

| | |
|------------------|---|
| 物質名：ベリリウム及びその化合物 | |
| 適用除外 | ・ベリリウム銅合金、ベリリウム-ニッケル合金 ・1000ppm以下の不純物としてベリリウムを含有する材料 |

3) 含有管理物質について

当社の含有管理物質は、下記に基づき選定している。

1. カリフォルニア州プロポジション65
2. REACH規則付属書XVII 制限物質
3. カナダ保健省
4. REACH規則SVHC（高懸念物質）
5. マイグレーション対策

以上

提出書類（注意事項）について

回答はすべて電子メールでお願いいたします。

① JAMP（アティカマネジメント推進協議会）が運営するchemSHERPA-AI（成形品最新版）によるデータ提出

記入方法等の詳細については、chemSHERPAのHPをご覧ください。

<https://chemsherpa.net/>

データはchemSHERPAのHPに掲載されている最新の「chemSHERPA成形品データ作成支援ツール」で作成し、shaiファイルで提出してください。成分情報と遵法判断情報の両方を必須とします。

成分情報の構成部品名称は半角英数字で入力してください。なお、SVHCが含有している場合は、成分情報および遵法判断情報にSCIP情報を必ずご記入ください。

エラーチェックは必ず実施し、エラーや警告が無い状態のデータをご提出ください。

「chemSHERPA成形品データ作成支援ツール」については下記URLよりダウンロードにて入手ください。

<https://chemsherpa.net/tool>

ハーネス（リード線コネクタ組立品）については、ハーネス単位でのデータではなく、リード線、コネクタ、端子等の使用部材単位での個別データを提出ください。

また金属加工部品等、単位質量あたりの含有物質情報が同一である部材については、材料（素材）単位でのデータ提出も可とします。

② 「環境影響化学物質（部品・材料）調査票（様式2）」（chemSHERPA-AIデータが提出できない場合）

chemSHERPA-AIデータが提出できない場合は調査票（様式2）を記入し提出してください。

なお、回答者、責任者の所属、連絡先、E-MAILアドレスなどを必ず入力してください。

③ 「RoHS指令規制有害物質に関する適合保証書Aおよび含有禁止物質の非含有保証書（金属中の鉛フリー対応版）（様式3）」

上記の金属中の鉛フリー対応版保証書Aが提出出来ない場合は下記の保証書Bを提出してください。

「RoHS指令規制有害物質に関する適合保証書Bおよび含有禁止物質の非含有保証書（金属中の鉛6(a)-I、6(b)-I、6(b)-II、6(C)適用製品用）（様式4）」

保証書は責任者の捺印後、PDFにして提出をお願いいたします。（電子印可）

④ RoHS10物質のICP等実測分析データ

部品を構成する「均質材料」毎に、ICP分析およびGC/MS等の高精度分析データを提出ください。

分析方法は、IEC62321を基本とします。

分析手順を示すフローチャートを必ず添付してください。

ICP分析は試料が完全に溶解したことを明記してください。

シリーズ等で使用材料が共通である部品については、出来るだけシリーズ単位で提出をお願いします。

なおその場合は、当社品目番号と各データとの関連が分かる一覧表等を添付してください。

当社への問い合わせ先

（1）調査に対するご回答と問い合わせ先

山洋電気株式会社 資材 部
担当

住所：〒386-

長野県上田市

TEL：0268- -

FAX：0268- -

E-MAIL：

（2）化学物質に関する問い合わせ先：

山洋電気株式会社 テクノロジーセンター 環境技術推進部 担当 川上

TEL：0268-37-1726

E-MAIL：osamu.kawakami@sanyodenki.com

環境影響化学物質(部品・材料)調査票

No.

| | | |
|--------------------|-------------|-------|
| 調査対象部材 | <記入日> | |
| | <山洋電気品目番号> | |
| | <製品名> | |
| | <製品型番> | |
| | <製品質量: g> | g |
| RoHS10対応(O適合、×非適合) | | |
| 製造メーカー | <製造会社名> | |
| | <所在地> | |
| | <部署名>/<TEL> | <TEL> |
| | <責任者名> | |
| | <担当者名> | |
| <担当者E-MAIL> | | |
| お取引先 | <会社名> | |
| | <所在地> | |
| | <部署名>/<TEL> | <TEL> |
| | <責任者名> | |
| | <担当者名> | |
| <担当者E-MAIL> | | |

※本調査票はchemSHERPAが提出不可の場合にご提出ください。

以下、エクセルで入力する場合「製品中の含有率」は自動計算します。緑色のセルのみ入力ください。手書きの場合は「製品中の含有率」も記入ください。

一括入力ボタン(一度に全物質の含有有無が入力できます)⇒ ▼

RoHS指令含有禁止物質(RoHS指令適合保証対象物質:不純物を含みデータを提示下さい)

| 山洋No. | 化学物質名 | 含有有無 | 含有量(mg) | 製品中の含有率(ppm) | 均質材料中の含有率(ppm)部位別記入 | 含有部位 | 使用目的(意図的使用か不純物としての含有か記入RoHS指令除外項目No.は明記) | 備考「代替予定」RoHS適用除外用途を適用の場合は代替予定の有無とフリー化対応予定時期を必ず明記 | 関係法令 |
|-------|-------------------------|------|---------|--------------|---------------------|-------|--|--|------------------------------|
| 153 | 《記入例》鉛及びその化合物 | 有 | 400 | 3000 | 32000 | 快削黄銅 | 切削性(意図的)RoHS除外6(c) | 代替予定有り:20**年*月予定 | RoHS指令、水濁法、廃掃法 |
| | 《記入例》↑ | — | — | — | 920000 | 高温はんだ | 接合(意図的)RoHS除外7(a) | 代替予定無し | ↑ |
| | 《記入例》↑ | — | — | — | 465000 | チップ抵抗 | 保護コート(意図的)RoHS除外7(c)-I | 代替予定有り:20**年*月予定 | ↑ |
| | 《記入例》↑ | — | — | — | 100 | 塗料 | 不純物 | 代替予定無し | ↑ |
| 153 | 鉛及びその化合物 | | | | | | | | RoHS指令、水濁法、廃掃法 |
| 153 | 鉛及びその化合物 | | | | | | | | ↑ |
| 153 | 鉛及びその化合物 | | | | | | | | ↑ |
| 153 | 鉛及びその化合物 | | | | | | | | ↑ |
| 46 | カドミウム及びその化合物 | | | | | | | | RoHS指令、発がん性警告、特化則第2類、水濁法、廃掃法 |
| 28 | 六価クロム化合物 | | | | | | | | RoHS指令、発がん性警告、水濁法、廃掃法 |
| 181 | 水銀又はその化合物 | | | | | | | | RoHS指令、特化則第2類、水濁法、廃掃法 |
| 11 | PBDE(ポリブロモジフェニルエーテル) | | | | | | | | RoHS指令 |
| 12 | PBB(ポリブロモベンゼン) | | | | | | | | RoHS指令 |
| 504 | DEHP(フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)) | | | | | | | | RoHS指令(2015/863) |
| 505 | BBP(フタル酸ブチルベンジル) | | | | | | | | RoHS指令(2015/863) |
| 506 | DBP(フタル酸ジブチル) | | | | | | | | RoHS指令(2015/863) |
| 507 | DIBP(フタル酸ジイソブチル) | | | | | | | | RoHS指令(2015/863) |

含有禁止物質:含有禁止物質リスト(別紙3)参照(非含有保証対象物質:含有を禁止する。なお法令に關値および適用項目がある場合はそれを適用とする)

| 適用法令名 | 含有有無 | 含有物質(山洋No.) | 含有部位 | 使用目的 | 備考「代替予定・代替製品」等 |
|--|------|-------------------------|-----------|-------------|----------------------------|
| 《記入例》化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)第1、2種特定化学物質 | 有 | テフロンプラス(609)UV-328(610) | テープ 金具 | 難燃剤 表面処理 | 代替予定あり:20**年*月予定 代替予定未定 |
| 1. 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(モントリオール議定書対象物質) | | | | | |
| 2. 労働安全衛生法第55条(製造、輸入、使用の禁止) | | | | | |
| 3. 化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)第1、2種特定化学物質 | | | | | |
| 4. ダイオキシン類対策特別措置法 | | | | | |
| 5. REACH規則付属書XVII 制限物質等 | | | | | |
| 6. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | | | | | |
| 7. 毒物及び劇物取締法「特定毒物」 | | | | | |
| 8. 特定塩素系難燃剤(バーモント州法) | | | | | |
| 9. 米国 有害物質規制法(TSCA) | | | | | |
| 10. 包装廃棄物指令94/62/EC (※山洋電気が出荷する製品を梱包する材料に適用) | | | | | |
| 11. 特定化学物質障害予防規則 特定化学物質 第1類物質(製造許可物質) | | | | | |
| 12. フランス包装及び一般向け印刷物へのミネラルオイル(鉱物油)禁止省令(※山洋電気が出荷する製品を梱包する材料・添付取説に適用) | | | | | |
| 13. 赤りん(電極を覆う樹脂部を対象とする) | | | | | |

含有管理物質(意図的含有物質のデータを提示下さい)

| 山洋No. | 化学物質名 | 含有有無 | 含有量(mg) | 製品中の含有率(ppm) | 含有部位 | 使用目的 | 備考 | 関係法令 |
|-------|--|------|---------|--------------|------|------|----|-----------------|
| 39 | ベンゼン | | | | | | | 発がん性警告 |
| 475 | フタル酸ジイソブチル(DIDP) | | | | | | | プロポジション65 |
| 476 | フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP) | | | | | | | プロポジション65 |
| 523 | フタル酸ジイソニル(DINP) | | | | | | | プロポジション65 |
| 268 | ニッケル又はその化合物(意図的使用は報告してください:管理用) | | | | | | | REACH規則 付属書XVII |
| 341 | シオキシルス化合物(納入品の重量に対してスズ換算0.1wt%以上の含有) | | | | | | | REACH規則 付属書XVII |
| 185 | アンチモン及びその化合物(三酸化ニアンチモンはNo5411に記載のこと) | | | | | | | 環境負荷把握物質 |
| 541 | 三酸化ニアンチモン | | | | | | | 特化則第2類 |
| 58 | ホルムアルデヒド | | | | | | | 特化則第2類、環境負荷把握物質 |
| 294 | 過塩素酸塩 | | | | | | | カリフォルニア州法 |
| 246 | 臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDDを除く) | | | | | | | 環境負荷把握物質 |
| 238 | ポリ塩化ビニル(PVC) | | | | | | | 環境負荷把握物質 |
| 455 | 赤りん(電極を覆う樹脂部を対象)(マイグレーション対策の有無を備考に記載のこと) | | | | | | | マイグレーション対策 |
| 611 | 赤りん系難燃剤(電極を覆う樹脂部を対象)(マイグレーション対策の有無を備考に記載のこと) | | | | | | | マイグレーション対策 |
| 484 | ビスフェノールA(BPA) | | | | | | | カナダ保健省 |

一括入力ボタン(一度に全物質の含有有無が入力できます)⇒

REACH規則SVHC(高懸念物質)(製品を構成する各部品質量に対して0.1wt%以上含有している場合を「含有あり」とします。)

| 山洋 No. | 化学物質名 | 含有有無 | 含有量 (mg) | 部品中の含有率 (ppm) | 含有部位 | 使用目的 | 備考 | CAS No. |
|--------|--------------------------|------|----------|---------------|-----------------------------------|------|----|---------|
| | 第1次SVHC 15物質 2008/10/28 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第2次SVHC 13物質 2010/1/13 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第3次SVHC 8物質 2010/6/18 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第4次SVHC 8物質 2010/12/15 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第5次SVHC 7物質 2011/6/20 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第6次SVHC 20物質 2011/12/19 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第7次SVHC 13物質 2012/6/18 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第8次SVHC 54物質 2012/12/19 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第9次SVHC 6物質 2013/6/20 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第10次SVHC 7物質 2013/12/16 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第11次SVHC 4物質 2014/6/16 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第12次SVHC 6物質 2014/12/17 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第13次SVHC 2物質 2015/6/15 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第14次SVHC 5物質 2015/12/17 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第15次SVHC 1物質 2016/6/20 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第16次SVHC 4物質 2017/1/12 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第17次SVHC 1物質 2017/7/7 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第18次SVHC 7物質 2018/1/15 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第19次SVHC 10物質 2018/6/27 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第20次SVHC 6物質 2019/1/15 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第21次SVHC 4物質 2019/7/16 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第22次SVHC 4物質 2020/1/16 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第23次SVHC 4物質 2020/6/25 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第24次SVHC 2物質 2021/1/19 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第25次SVHC 8物質 2021/7/8 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第26次SVHC 4物質 2022/1/17 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第27次SVHC 1物質 2022/6/10 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第28次SVHC 9物質 2023/1/17 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第29次SVHC 2物質 2023/6/14 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第30次SVHC 5物質 2024/1/23 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第31次SVHC 1物質 2024/6/27 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第31次SVHC追加 1物質 2024/11/7 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |
| | 第32次SVHC 5物質 2025/1/21 | | | | 含有がある場合は、左の「+」ボタンで詳細展開し、記入してください。 | | - | - |

含有禁止物質リスト

含有禁止物質(非含有保証対象物質:法令に閾値および適用項目がある場合はそれを適用とする)

| 山洋 No. | 化学物質名 | 関係法令 |
|--|--|---------------------------|
| 1. 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(モントリオール議定書対象物質) | | |
| 1 | CFC | オゾン保護法 |
| 2 | ハロン | オゾン保護法 |
| 3 | 四塩化炭素 | オゾン保護法、化審法第二種、有機則、水濁法、廃掃法 |
| 4 | 1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロホルム) | オゾン保護法、水濁法、廃掃法 |
| 5 | HCFC | オゾン保護法 |
| 6 | HBFC | オゾン保護法 |
| 7 | 臭化メチル(ブロモタン) | オゾン保護法、特化則第2類 |
| 256 | ブロモクロロメタン | オゾン保護法 |
| 2. 労働安全衛生法第55条(製造、輸入、使用の禁止) | | |
| 16 | 黄りんマッチ | 安衛法第55条 |
| 17 | ベンジジン及びその塩 | 安衛法第55条、発がん性勧告 |
| 18 | 4-アミノジフェニル及びその塩(4-ピフェニルアミン) | 安衛法第55条、発がん性勧告 |
| 73 | 石綿 | 安衛法第55条 |
| 21 | 4-ニトロジフェニル及びその塩 | 安衛法第55条 |
| 22 | ビス(クロロメチル)エーテル | 安衛法第55条、発がん性勧告 |
| 23 | ペーターナフチルアミン及びその塩 | 安衛法第55条 |
| 180 | ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤の5%を超えるもの | 安衛法第55条 |
| 3. 化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)第1,2種特定化学物質 | | |
| 68 | PCB(ポリ塩化ビフェニル類) | 化審法第一種、特化則第1類、水濁法、廃掃法 |
| 111 | ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る)PCN | 化審法第一種 |
| 112 | ヘキサクロベンゼン | 化審法第一種 |
| 113 | アルドリン | 化審法第一種 |
| 114 | ディルドリン | 化審法第一種 |
| 115 | エンドリン | 化審法第一種 |
| 116 | DDT | 化審法第一種 |
| 117 | クロルデン類(ヘプタクロ) | 化審法第一種 |
| 118 | ビス(トリプチルス)オキシド | 化審法第一種 |
| 252 | N,N'-ジトリル-p-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-p-フェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリル-p-フェニレンジアミン | 化審法第一種 |
| 253 | 2,4,6-トリtert-ブチルフェノール | 化審法第一種 |
| 254 | ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチレンビシクロ[2.2.1]ヘプタン(別名トキサフェン) | 化審法第一種 |
| 255 | ドデカクロヘンタシクロ[5.3.0.0.2.6.0.3.9.0.4.8]デカン(別名マレックス) | 化審法第一種 |
| 286 | 2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール又は2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はシコホル) | 化審法第一種 |
| 287 | ヘキサクロブタ-1,3-ジエン | 化審法第一種 |
| 288 | 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジtert-ブチルフェノール | 化審法第一種 |
| 327 | ペルフルオロオクタン-1-スルホン酸(別名PFOS)又はその塩 | 化審法第一種 |
| 328 | ペルフルオロオクタン-1-スルホニルフルオリド(別名PFOSF) | 化審法第一種 |
| 329 | ヘンタクロベンゼン | 化審法第一種 |
| 330 | r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロシクロヘキサン(別名α-ヘキサクロシクロヘキサン) | 化審法第一種 |
| 331 | r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロシクロヘキサン(別名β-ヘキサクロシクロヘキサン) | 化審法第一種 |
| 332 | r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロシクロヘキサン(別名γ-ヘキサクロシクロヘキサン) | 化審法第一種 |
| 333 | デカクロヘンタシクロ[5.3.0.2.6.0.3.9.0.4.8]デカン-5-オン(別名クロルテコン) | 化審法第一種 |
| 334 | ヘキサブromoビフェニル | 化審法第一種 |
| 335 | テトラブromo(フェノキシベンゼン)(別名テトラブromoジフェニルエーテル) | 化審法第一種 |
| 336 | ヘンタブromo(フェノキシベンゼン)(別名ヘンタブromoジフェニルエーテル) | 化審法第一種 |
| 337 | ヘキサブromo(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブromoジフェニルエーテル) | 化審法第一種 |
| 338 | ヘプタブromo(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブromoジフェニルエーテル) | 化審法第一種 |
| 481 | 6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン-3-オキシド類(別名エンドスルファンまたはベンゾエヒン) | 化審法第一種 |
| 482 | ヘキサブromoシクロデカン(HBCDD) | 化審法第一種 |
| 521 | ヘンタクロフェノール又はその塩若しくはエステル | 化審法第一種 |
| 243 | ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるもの) | 化審法第一種 |
| 11 | 1,1'-オキシビス(2,3,4,5,6-ヘンタブromoベンゼン)テトラブromoジフェニルエーテル(PBDE) | 化審法第一種 |
| 296 | ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)又はその塩 | 化審法第一種 |
| 589 | ペルフルオロ(ヘキサ-1-スルホン酸)(別名PFHxS)若しくはペルフルオロ(アルカン-1-スルホン酸)(構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。)又はこれらの塩 | 化審法第一種 |
| 608 | 1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(トリフルオロエチル)エタン(別名トリクロロ) | 化審法第一種 |
| 609 | 1,2,3,4,7,8,9,10,13,13,14,14-ドデカクロロ-1,4,4a,5,6,6a,7,10,10a,11,12,12a-ドデカヒドロ-1,4:7,10-ジメタジベンゾ[a,e][8]アンズレン(別名デクロラプラス) | 化審法第一種 |
| 610 | 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジターシャリーベンチルフェノール(別名UV-328) | 化審法第一種 |
| 121 | トリクロロエチレン(トリクレン) | 化審法第二種、有機則、水濁法、廃掃法 |
| 122 | テトラクロロエチレン | 化審法第二種、水濁法、廃掃法 |
| 3 | 四塩化炭素 | 化審法第二種 |
| 259 | トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類) | 化審法第二種 |
| 619 | ポリ(オキシエチレン)アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る)(別名NPE) | 化審法第二種 |
| 4. ダイオキシン類対策特別措置法 | | |
| 211 | ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾフラン ポリ塩化ジベンゾ-p-ダラジオキシン コプラナーポリ塩化ビフェニル | ダイオキシン法 |
| 5. REACH規則付属書XVII 制限物質等 | | |
| 62 | リン酸トリス(2,3-ジブromoプロピル) | REACH規則 付属書XVII |
| 197 | PCT(ポリ塩化ターフェニル) | REACH規則 付属書XVII |
| 245 | アゾ染料・顔料(特定アミンを形成するアゾ染料・顔料)(皮膚接触部位に限る) | REACH規則 付属書XVII, ドイツ日用品規制 |
| 270 | DBBT(モノメチルジブromoフェニルメタン) | REACH規則 付属書XVII |
| 272 | モノメチルテトラクロロフェニルメタン(Ugilec141) | REACH規則 付属書XVII |
| 273 | モノメチルジクロロフェニルメタン(Ugilec121,21) | REACH規則 付属書XVII |

| 山洋 No. | 化学物質名 | 関係法令 |
|--|---|---------------------|
| 274 | トリス(アジリニジル)ホスフィンキト | REACH規則 付属書XVII |
| 289 | アスベスト類 | REACH規則 付属書XVII |
| 339 | 三置換有機スス化合物 | REACH規則 付属書XVII |
| 342 | 2-(2-メキシトキシ)エタノール (DEGME) (法令用途に限り禁止) | REACH規則 付属書XVII |
| 343 | シクロヘキサン(ネオペンヘース接着剤に限る) | REACH規則 付属書XVII |
| 340 | ジブチルスス化合物 | REACH規則 付属書XVII |
| 341 | ジブチルスス化合物(法令用途に限り禁止) (法令外用途は様式2に記入) | REACH規則 付属書XVII |
| 292 | ホルムアルデヒド(DMF) | REACH規則 付属書XVII |
| 524 | 無機アンモニウム塩(セルロス絶縁体に限る) | REACH規則 付属書XVII |
| 531 | 多環式芳香族炭化水素(PAH: 付属書XVII物質) (皮膚・口腔に直接接触する樹脂部品に限る) | REACH規則 付属書XVII |
| 587 | C9-C14 PFCAとその塩およびPFCA関連物質 | REACH規則 付属書XVII |
| 291 | 塩化コハルト | EU理事会指令(2003/34/EC) |
| 522 | ホリ塩化ナフレン(塩素数が1以上の物質) | EU POPs規則 |
| 6. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | | |
| 251 | 放射性物質 | 原子炉等規制法 |
| 7. 毒物及び劇物取締法「特定毒物」 | | |
| 275 | オクタメチルピロホスホアミド(別名シラータン) | 毒・劇物取締法 |
| 276 | 四アルキル鉛(別名テトラミックス) | 毒・劇物取締法 |
| 277 | ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名ハラチオン) | 毒・劇物取締法 |
| 278 | ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メルジメトン) | 毒・劇物取締法 |
| 279 | ジメチル(ジエチルアミド-1-クロロクロニル)ホスフェイト(別名ホスファミン) | 毒・劇物取締法 |
| 280 | ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルハラチオン) | 毒・劇物取締法 |
| 281 | テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP) | 毒・劇物取締法 |
| 282 | モノフルオール酢酸(別名モノフルオロ酢酸) | 毒・劇物取締法 |
| 283 | モノフルオール酢酸アミド(別名フルオロアセアミド) | 毒・劇物取締法 |
| 284 | モノフルオール酢酸塩類 | 毒・劇物取締法 |
| 285 | 燐化アルミニウム | 毒・劇物取締法 |
| 8. 特定塩素系難燃剤(バーモント州法) | | |
| 478 | リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP) | 特定塩素系難燃剤(バーモント州法) |
| 479 | リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP) | 特定塩素系難燃剤(バーモント州法) |
| 480 | リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP) | 特定塩素系難燃剤(バーモント州法) |
| 9. 米国 有害物質規制法(TSCA) | | |
| 11 | デカブROMジフェニルエーテル 略称:DecaBDE | TSCA(米国)、化審法第一種 |
| 253 | 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール 略称:2,4,6-TTBP | TSCA(米国)、化審法第一種 |
| 287 | ヘキサクロブタジエン 略称:HCB | TSCA(米国)、化審法第一種 |
| 573 | リン酸トリス(イソプロピルフェニル) 略称:PIP (3:1) | TSCA(米国) |
| 574 | ペンタクロロフェノール 略称:PCTP | TSCA(米国) |
| 590 | 長鎖フルオロアルキルカルボン酸(LCPFACs)(フッ素系表面コーティングを有する部品に限る) | TSCA(米国) |
| 10. 包装廃棄物指令94/62/EC (※山洋電気が出荷する製品を梱包する材料に適用) | | |
| 485 | 梱包又は梱包部品内に存在する鉛、水銀、カドミウム、六価クロム (閾値:合計100ppm) | 包装廃棄物指令94/62/EC |
| 11. 特定化学物質障害予防規則 特定化学物質 第1類物質(製造許可物質) | | |
| 40 | ベンゾトリクロリド | 特化則第1類 |
| 56 | バリウム及びその化合物(バリウム銅合金、バリウムニッケル合金を除くが、その使用がある場合も記入し除外と明記の事) | 特化則第1類、廃掃法 |
| 66 | ジクロロベンジン及びその塩 | 特化則第1類 |
| 67 | アルファナフチルアミン及びその塩 | 特化則第1類 |
| 68 | PCB(ホリ塩化ビフェニル類) | 特化則第1類 |
| 69 | オルトトリジン及びその塩 | 特化則第1類 |
| 70 | ジアニジン及びその塩 | 特化則第1類 |
| 12. フランス包装及び一般向け印刷物へのミネラルオイル(鉱物油)禁止省令 (※山洋電気が出荷する製品を梱包する材料・添付取説に適用) | | |
| 591 | 鉱物油インク 対象用途: 梱包材・取扱説明書 ①1~7個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油(MOAH)は1%以下 ②1~2個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油(MOAH)および炭素原子数が16~35の飽和炭化水素類鉱物油(MOSH)は0.1%以下 ③3~7個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油(MOAH)は1ppm以下 | フランス鉱物油禁止省令 |
| 13. 赤りん(電極を覆う樹脂部を対象とする) マイグレーション対策 | | |
| 455 | 赤りん(電極を覆う樹脂部に赤りんの含有を禁止) (マイグレーション対策をされているものは除く) | マイグレーション対策 |
| 611 | 赤りん系難燃剤(電極を覆う樹脂部に赤りん系難燃剤の含有を禁止) (マイグレーション対策をされているものは除く) | マイグレーション対策 |

山洋電気株式会社 御中

年 月 日

社 名

担当部署名

責任者名

担当者名

印

R o H S 指令規制有害物質に関する適合保証書 A
および含有禁止物質の非含有保証書
(金属中の鉛フリー対応版)

当社は、貴社に販売する下記製品が2011/65/EU付属書Ⅲに示される適用除外用途の6(a)-I、6(b)-I、6(b)-II、6(C)を適用せず、2項の基準に示される許容値に適合していることを保証いたします。なお、6(a)-I、6(b)-I、6(b)-II、6(C)以外の適用除外用途は認められるものとします。

また、4項の含有禁止物質が非含有であることを保証いたします。

1. 製品 (記入欄不足の場合は、別紙に記載します。)

| | |
|---------------|--|
| 製品名 : | |
| 製品型番 : | |
| 山洋電気 品目番号 : | |
| RoHS適用除外No. : | |

2. RoHS指令2011/65/EU(改訂指令(EU)2015/863)に基づく含有禁止物質(Hazardous substances)と含有許容濃度: 付属書Ⅱ

| 含有禁止物質 | 含有許容濃度 |
|---|---------|
| ① カドミウム | 100ppm |
| ② 鉛 ただし、ケーブル被覆中は300ppm(Proposition 65) | 1000ppm |
| ③ 六価クロム | 1000ppm |
| ④ 水銀 | 1000ppm |
| ⑤ PBB (ポリブロモビフェニル) | 1000ppm |
| ⑥ PBDE (ポリブロモジフェニルエーテル) | 1000ppm |
| ⑦ DEHP (フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)) | 1000ppm |
| ⑧ BBP (フタル酸ブチルベンジル) | 1000ppm |
| ⑨ DBP (フタル酸ジブチル) | 1000ppm |
| ⑩ DIBP (フタル酸ジイソブチル) | 1000ppm |

*含有率は当該部位の均質材料毎の含有率(質量比)とする。

3. RoHS指令2011/65/EUに基づく含有禁止物質(Hazardous substances)裏付けデータ対象製品の I C P、G C / M S 等測定データは別紙の通りです。

4. 含有禁止物質(非含有保証対象物質)

国内外法規制により含有を禁止されている物質。

対象となる含有禁止物質は含有禁止物質リスト(別紙3j)による。

赤りん (電極を覆う樹脂部に赤りんおよび赤りん系難燃剤の含有を禁止)
 (マイグレーション対策のコーティング処理がされているものは除く)

以上

| No. | 山洋電気品目番号 | 製品名 | 製品型番 | RoHS適用除外No. |
|-----|----------|-----|------|-------------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |
| 16 | | | | |
| 17 | | | | |
| 18 | | | | |
| 19 | | | | |
| 20 | | | | |
| 21 | | | | |
| 22 | | | | |
| 23 | | | | |
| 24 | | | | |
| 25 | | | | |
| 26 | | | | |
| 27 | | | | |
| 28 | | | | |
| 29 | | | | |
| 30 | | | | |

山洋電気株式会社 御中

年 月 日

RoHS保証書A(様式3)の提出が出来ない場合は
こちらの保証書B(様式4)を提出してください

社名

担当部署名

責任者名

担当者名

印

RoHS指令規制有害物質に関する適合保証書B
および含有禁止物質の非含有保証書
(金属中の鉛6(a)-I、6(b)-I、6(b)-II、6(C)適用製品用)

当社は、貴社に販売する下記製品が2項の基準に示される許容値に適合していること、および4項の含有禁止物質が非含有であることを保証いたします。

なお、2011/65/EU付属書IIIに示される適用除外用途は認められるものとします。

1. 製品 (記入欄不足の場合は、別紙に記載します。)

| | |
|--------------|--|
| 製品名： | |
| 製品型番： | |
| 山洋電気 品目番号： | |
| RoHS適用除外No.： | |

金属中の鉛7-化(1000ppm以下) 予定を調査票(様式2)備考に記します

2. RoHS指令2011/65/EU(改訂指令(EU)2015/863)に基づく含有禁止物質(Hazardous substances)と含有許容濃度：付属書II

| 含有禁止物質 | 含有許容濃度 |
|------------------------------------|---------|
| ① カドミウム | 100ppm |
| ② 鉛 | 1000ppm |
| ただし、ケーブル被覆中は300ppm(Proposition 65) | |
| ③ 六価クロム | 1000ppm |
| ④ 水銀 | 1000ppm |
| ⑤ PBB (ポリブロモビフェニル) | 1000ppm |
| ⑥ PBDE (ポリブロモジフェニルエーテル) | 1000ppm |
| ⑦ DEHP (フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)) | 1000ppm |
| ⑧ BBP (フタル酸ブチルベンジル) | 1000ppm |
| ⑨ DBP (フタル酸ジブチル) | 1000ppm |
| ⑩ DIBP (フタル酸ジイソブチル) | 1000ppm |

*含有率は当該部位の均質材料毎の含有率(質量比)とする。

3. RoHS指令2011/65/EUに基づく含有禁止物質(Hazardous substances)裏付けデータ
対象製品のICP、GC/MS等測定データは別紙の通りです。

4. 含有禁止物質(非含有保証対象物質)

国内外法規制により含有を禁止されている物質。

対象となる含有禁止物質は含有禁止物質リスト(別紙3j)による。

赤りん (電極を覆う樹脂部に赤りんおよび赤りん系難燃剤の含有を禁止)
(マイグレーション対策のコーティング処理がされているものは除く)

以上

| No. | 山洋電気品目番号 | 製品名 | 製品型番 | RoHS適用除外No. |
|-----|----------|-----|------|-------------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |
| 16 | | | | |
| 17 | | | | |
| 18 | | | | |
| 19 | | | | |
| 20 | | | | |
| 21 | | | | |
| 22 | | | | |
| 23 | | | | |
| 24 | | | | |
| 25 | | | | |
| 26 | | | | |
| 27 | | | | |
| 28 | | | | |
| 29 | | | | |
| 30 | | | | |

改訂履歴

| 版数 | 改訂日 | 主な改訂内容 |
|-----|----------|---|
| 初版 | 2005年8月 | ・ 制定 |
| 2.0 | 2006年11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物及び劇物取締法 「特定毒物」 を禁止物質に追加 ・ 2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ヒス(4-クロロフェニル)エタノールを禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ ヘキサクロロブタン-1, 3-ジエンを禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ ペンタクロロフェノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩を管理物質から禁止物質へ変更 |
| 3.0 | 2009年12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ カドミウムの閾値を75から100ppmへ修正 ・ 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノールを禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ アスベスト類を禁止物質に追加 (76/769/EEC) ・ PFOS (パーフルオロオクタン硫酸およびその塩) を禁止物質に追加 (2006/122/EC) ・ 塩化コバルトを禁止物質に追加 (2003/34/EC) ・ フマル酸ジメチル (DMF) を禁止物質に追加 (2009/251/EC) ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) を管理物質化 |
| 3.1 | 2010年3月 | ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) 第2次物質を管理物質に追加 |
| 3.2 | 2010年5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 又はその塩を禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン)フルオリド (別名PFOSF) を禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ ペンタクロロベンゼンを禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ α-ヘキサクロロシクロヘキサンを禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ β-ヘキサクロロシクロヘキサンを禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ γ-ヘキサクロロシクロヘキサンを禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ クロルベンゼンを禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ ヘキサブROMヒフェニルを禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ ペンタブROMシフェニルエーテルを禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ ヘキサブROMシフェニルエーテルを禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ ヘプタブROMシフェニルエーテルを禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) |
| 3.3 | 2010年10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) 第3次物質を管理物質に追加 ・ 三置換有機スズ化合物を管理物質に追加 (REACH規則 付属書XVII) ・ ジブチルスズ化合物を管理物質に追加 (REACH規則 付属書XVII) ・ ジオクチルスズ化合物を管理物質に追加 (REACH規則 付属書XVII) ・ 2-(2-メトキシエトキシ)エタノール(DEGME)を管理物質に追加 (REACH規則 付属書XVII) ・ シクロヘキサンを管理物質に追加 (REACH規則 付属書XVII) |
| 3.4 | 2011年2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) 第4次物質を管理物質に追加 ・ REACH規則 付属書XVIIを禁止物質に変更 |
| 3.5 | 2011年8月 | ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) 第5次物質を管理物質に追加 |
| 3.6 | 2012年2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) 第6次物質を管理物質に追加 ・ ジブチルスズ化合物、ジオクチルスズ化合物を禁止物質に変更 |
| 3.7 | 2012年10月 | ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) 第7次物質を管理物質に追加 |
| 4.0 | 2013年3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) 第8次物質を管理物質に追加 ・ 赤りんを管理物質に追加 (マイグレーション対策) ・ 改訂RoHS指令 (2011/65/EU) による修正の実施 |
| 4.1 | 2014年1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) 第9・10次物質を管理物質に追加 ・ エントスルファンを禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ ヘキサブROMシクロデカン(HBCDD)を禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ PFOAを禁止物質に追加 (ノルウェー規則) ・ 電離放射線を禁止物質に追加 (日本産業衛生学会の発がん物質(第一群)) ・ 特定塩素系難燃剤を禁止物質に追加 (バーモント州法) ・ インジウム化合物、エチルベンゼン、酸化プロピレン、1, 1-ジメチルピラジノン、ニッケル化合物を管理物質に追加 |
| 4.2 | 2014年9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) 第11次物質を管理物質に追加 ・ BNSTを禁止物質に追加 (カナダ特定有害物質禁止規則) ・ AISデータの提出要求化 |
| 4.3 | 2015年3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) 第12次物質を管理物質に追加 ・ RoHS指令追加候補物質4物質を管理物質に追加 ・ 1, 2-ジクロロプロパン、DDVP、クロロホルム、スチレン、四塩化アセチレン、メチルイソブチルケトンを管理物質に追加 (特化則第2類) |
| 5.0 | 2015年11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) 第13次物質を管理物質に追加 ・ ナフタレン、リフラクトリセラムミックファイバーを管理物質に追加 (特化則第2類) ・ RoHS指令フタル酸エステル4物質を禁止物質に変更 ・ RoHS指令フタル酸エステル4物質の保証書新設 |
| 5.1 | 2016年9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) 第14・15次物質を管理物質に追加 ・ ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを禁止物質に追加 (化審法第1種特定化学物質) ・ ポリ塩化ナフタレンの塩素数を2以上に修正 (化審法第1種特定化学物質) ・ ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上の物質)を禁止物質に追加 (POPs規則) ・ 無機アンモニウム塩を禁止物質に追加 (REACH規則 付属書XVII) |
| 5.2 | 2017年3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) 第16次物質を管理物質に追加 ・ オルトトルジンを管理物質に追加 (特化則第2類) ・ 多環式芳香族炭化水素 (PAH) を管理物質に追加 (REACH規則 付属書XVII) |
| 5.3 | 2018年2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ REACH規則SVHC (高懸念物質) 第17・18次物質を管理物質に追加 ・ ペルフルオロオクタン酸(PFOA)を禁止物質 (REACH規則 付属書XVII) に追加 ・ 三酸化二アノチモンを管理物質に追加 (特化則第2類) ・ RoHS適用除外用途の修正 |

改訂履歴

| 版数 | 改訂日 | 主な改訂内容 |
|-----|----------|--|
| 5.4 | 2018年11月 | <ul style="list-style-type: none"> REACH規則SVHC（高懸念物質）第19次物質を管理物質に追加 ポリ塩化直鎖パラフィン（PCDF）を化審法第1種特定化学物質に記載 テカブロモジフェニルエーテル（PBDE）を化審法第1種特定化学物質に記載 AISを廃止し、chemSHERPAデータの提出要求化 RoHS適用除外用途の修正 |
| 5.5 | 2019年9月 | <ul style="list-style-type: none"> REACH規則SVHC（高懸念物質）第20・21次物質を管理物質に追加 RoHS適用除外用途の修正 RoHS指令フタル酸エステル4物質の保証書を廃止し、RoHS指令規制有害物質に関する適合保証書を10物質に統合 |
| 5.6 | 2020年4月 | <ul style="list-style-type: none"> REACH規則SVHC（高懸念物質）第22次物質を管理物質に追加 SVHCの含有分母を、製品質量から構成する各部品質量に変更 RoHS適用除外用途の追加と修正 禁止物質からBNSTを削除（法規制の撤廃） RoHS保証書に金属中の鉛を含まない様式の追加（様式13） RoHS適用除外用途のフリー化対応予定の記入欄の追加（様式2） |
| 5.7 | 2021年3月 | <ul style="list-style-type: none"> REACH規則SVHC（高懸念物質）第23・24次物質を管理物質に追加 含有禁止物質にPOPs条約（附属書A）とTSCA規制を追加 SVHC調査票に「部品中の含有率」欄を追加 調査票・報告書に一括入力ボタンを追加 管理物質から特化則特定化学物質第2類物質と水濁法指定物質を削除 RoHS適用除外用途の修正 |
| 5.8 | 2022年3月 | <ul style="list-style-type: none"> REACH規則SVHC（高懸念物質）第25・26次物質を管理物質に追加 PFOAとジコホルをPOPs条約から化審法へ移動 REACH規則附属書XVIIからPFOAを削除 PFCAsをREACH規則附属書XVIIの非含有保証対象物質に追加 TSCA規制 PBT5物質を非含有保証対象物質へ移動 管理物質からタリウム、テルル、ヒスマス、クロム化合物、酸化ベリリウムを削除 RoHS適用除外用途の修正 |
| 5.9 | 2023年3月 | <ul style="list-style-type: none"> REACH規則SVHC（高懸念物質）第27・28次物質を管理物質に追加 含有禁止物質のアモナイトとクロソライトを石綿へ修正 含有禁止物質にPOPs条約（附属書A）PFHxSを追加 含有禁止物質に米国 有害物質規制法（TSCA）LCPFACsを追加 REACH禁止物質のペンタクロルフェノールと短鎖型塩化パラフィン（C10-13）は化審法へ統合 含有禁止物質にフランス包装及び一般向け印刷物へのミネラルオイル（鉱物油）禁止省令 MOAHを追加 RoHS適用除外用途の修正 |
| 6.0 | 2024年3月 | <ul style="list-style-type: none"> REACH規則SVHC（高懸念物質）第29・30次物質を管理物質に追加 PFHxSをPOPs条約から化審法へ移動 POPs条約（附属書A）にメキシクロル、テクロランプラス、UV-328を追加 赤りん系難燃剤を管理物質に追加（その他） REACH規則附属書XVIIからDBB（ジ-u-オキソジ-n-ブチルスタニオトキシボラン）を削除 含有禁止物質にフランス包装及び一般向け印刷物へのミネラルオイル（鉱物油）禁止省令 MOSHを追加 RoHS適用除外用途の修正 |
| 7.0 | 2025年3月 | <ul style="list-style-type: none"> 化学物質管理システムの更改に伴い、調査票を1シート化に変更し提出書類を改訂 禁止物質より日本産業衛生学会発がん物質と地球温暖化温室効果ガスを削除 管理物質は必要物質を厳選し複数削除 メキシクロル、テクロランプラス、UV-328をPOPs条約から化審法へ移動 化審法にポリ(オキシエチレン)ニアルキルフェニルエーテル（NPE）を追加 REACH規則SVHC（高懸念物質）第31・32次物質を管理物質に追加 保証書を複数品番対応用に修正し赤りんを追加 RoHS適用除外用途の修正 |